

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定案」に対する府民意見等の
募集結果及び大阪府の考え方について

- 募集期間：令和5年2月17日（金曜日）から令和5年3月20日（月曜日）まで
- 募集方法：郵送、ファクシミリ、インターネット
- 募集結果：2名から2件の意見提出がありました。（うち意見の公表を望まないもの0件）

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>今回の技術指針改定は、我々が直面している気候変動や想定されている巨大地震のリスクを回避・軽減するためのものであり、2030 大阪府環境総合計画に掲げられている環境・社会・経済の統合的向上にも資するものと期待しています。</p> <p>本改正が実効的かつ、より有意義なものとなるよう、追加された環境配慮項目に関する調査・予測・評価手法及び環境保全措置について、大阪府が環境影響評価実施者に対し技術的な助言をしっかりと行うことはもとより、事例を広く公開していくことが重要と考えます。</p>	<p>このたびの技術指針の改定に当たり、事業者が環境影響評価を円滑に実施できるよう文献調査等を行い、事業者によって実施可能な調査、予測、評価手法及び環境保全措置を可能な限り明示することに努めました。</p> <p>今後の運用においても、ご指摘を踏まえ、常に最新の情報の収集に努め、事例の紹介も含め事業者への技術的な助言を行ってまいります。</p>
<p>温暖化適応策については、温暖化対策推進法にも位置づけられ、政府各省や自治体においても適応計画の策定や具体的な施策の実施が進められています。近年の大型台風や豪雨の頻発等、異常気象が常態化している状況からも、環境影響評価制度に気候変動適応等を導入することにより、気候変動による事業への影響に対する対応することについては理解します。</p> <p>一方、ここで対象となる環境影響が、事業実施に起因するものではないため、評価にあたっては、通常のアセスにおける「ベスト追求」とは異なる考え方が必要と考えます。「ベスト追求」の観点で、国の設計基準値以上の対応を求められるなど、必要以上に過剰な対応を求めることのないようにお</p>	<p>このたびの技術指針の改定は、地球温暖化による気候変動の進行などに伴う対象事業による環境リスクの増大に対応するため、環境影響評価制度への気候変動適応などの導入を図ったものです。その制度設計においては、事業者に対する要求が過大なものとならないよう、気候変動による影響の重大性、緊急性及び確信度の程度がいずれも高い分野を対象を限定するとともに、事業者によって実行可能な調査及び予測手法を提示するなど、環境影響評価が円滑に行われるための配慮に努めました。今後の運用においても、常に最新の科学的知見に基づいて環境影響評価が適切に行われるよう、技術的情報の提供などに努めていきます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、近年公共的な事業にお</p>

願います。

例えば、廃棄物海面埋立処分場において、近年の台風等による護岸等の対策では、実際には国交省等において策定される設計指針等に反映され、事業者はこれに従って設計を行うことで、国の基準を満たした構造のものを作っています。この基準を超える過剰な設計を行うことは、過剰コストにつながり、特に公共的事業では国等の費用負担者や利害関係者への説明で耐えられず現実的ではないと考えます。技術指針に盛り込んだ結果、国の設計基準以上の想定を求めるような指導がされることが無いか懸念します。

また、気候変動適応等の導入を行うのであれば、その影響は事業実施ではなく、気候変動によるものですから、これに伴う調査・予測・評価及び事後調査に必要な「気候変動によって生じる環境変化に係る情報・データ」は、個別の事業者側が環境影響評価書等で示すものではなく統一的な手法でもって把握・情報提供いただくことが適切であると考えます。従来 of 事業に伴う影響評価とは大きく異なるため、これらのデータや調査・予測・評価等の具体的手法について技術指針等で詳細にお示しいただくとともに、丁寧にご指導をお願いします。

ける気候変動適応の取組みが強化されていることから、ご懸念されているような制度間の齟齬が生じるおそれは小さいものと思われませんが、対象事業における気候変動適応の取組みが適切に進められるよう、関係者間の情報共有に取り組んでまいります。